

- 国見町の相談会場において、申告相談をしてください。
  - 待合室の廃止  
例年、第2研修室を待合室としていましたが、3密（密閉、密集、密接）を防止するため、待合室を廃止します。
  - 受付人数の制限  
当日の受付状況により人数制限をした場合、後日の申告をお願いすることになります。あらかじめご了承ください。
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）により、インターネット環境を利用して申告が可能です。会場に出向くことなく申告相談会場開設前から、原則24時間利用できます。インターネットによる申告のため、郵送の手間が要りません。詳しくは国税庁HPをご覧ください。
  - 印刷方式  
▶マイナンバーやID（利用者識別番号）がない場合は、HPで作成した申告書を印刷して郵送などで提出ができます。
  - マイナンバーカード方式  
▶準備するもの（ア）マイナンバーカード（写真付）（イ）PC又はマイナンバーカード対応スマートフォン（ウ）ICカードリーダー（スマートフォンの場合、不要）※電器店などでお求めください
  - IDパスワード方式 ※上記（ア）～（ウ）をお持ちでない方用  
▶ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を福島税務署（☎534-3121）より取得してください。（運転免許証などの本人確認書類の提示が必要です）
- 税務署が開設する申告相談会場『ウィル福島』での申告
  - 会場 ウィル福島アクティおろしまち（福島市鎌田字卸町10-1）
  - 期間 2月1日（日）～3月15日（日）（土・日・祝日を除く。ただし、2月21日（日）・2月28日（日）は開設。）
  - 時間 午前9時30分～午後4時
  - ・会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。（配布方法の詳細については、国税庁HPなどでお知らせします）
  - ☎福島税務署 ☎534-3121 ※確定申告に関する一般的な相談は『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「1」番を選択してください
- 郵送・持参による提出
  - 提出先 福島税務署又は国見町税務住民課
  - ・福島税務署へ持参提出する場合、玄関前に設置されている收受ポストへの投函も可能です。
  - ・国見町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、相談は不要です。
- 東北税理士会福島支部主催の『確定申告及び税の無料相談会』が開催されます。申告書は、別途税務署又は町に提出してください。確定申告のほか、税金一般に関することについても相談可能です。
  - <福島会場> ※相談のみ（完全予約制・相談時間30分）
  - 日時 2月23日（日）
  - 会場 MAXふくしまAOZ（アオウゼ）4階
  - 申込み ☎050-2018-1151（平日の午前9時30分～午後4時30分）
  - <福島税務相談所> ※電話相談のみ（予約不要）
  - 日程 2月15日（日）～3月10日（日）
  - ☎534-3907（平日の午前9時30分～午後4時※最終受付午後3時30分）

ご確認ください  
マイナンバー

確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード又は通知カードと本人確認ができる身分証明書（運転免許証など））を持参してください。



# 確定申告 所得税・住民税の申告相談会が はじまります

期間 2月9日（日）～3月15日（日）（土・日・祝・3/1を除く。※2月21日（日）・28日（日）は実施します）  
 【午前の部】午前9時から（受付：午前11時30分まで） ※新型コロナウイルス感染症対策  
 【午後の部】午後1時から（受付：午後4時30分まで） ①待合室は廃止します。  
 会場 観月台文化センター 3階 第1・第2研修室 ②当日の受付状況により人数制限  
 （受付場所は1階ロビーになります） をする場合があります。

「確定申告のお知らせ（はがき）」又は町から送付された「所得申告相談について（案内はがき）」などの必要書類を持参し、期限内に申告してください。

詳細は1月中旬に各戸配布した「申告相談のお知らせ」を確認してください。

☎税務住民課 課税係 ☎585-2778 / 申告相談会場 ☎585-1083（申告相談開催期間のみ）

税務署や町からの「案内はがき」又は「所得申告相談受付票」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与収入が2千万円を超える」「給与のほかにも所得がある」「2か所以上から給与を貰っている」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

申告が必要な方

次の方は「簡易申告書」を提出してください

- ・無収入の方や収入が遺族（障害）年金、雇用保険（失業給付金）に限る方は、申告相談を行うことなく町申告相談会場又は税務住民課（役場庁舎1階）に提出してください。（郵送可）
- ※簡易申告書様式は税務住民課内に準備しています。また、町HPからもダウンロードできます。

## ○申告相談会場における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

- ・今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ったうえでの申告相談となります。町民のみなさまにはご理解とご協力をお願いします。
- ・発熱などの症状がある方は来場を控えてください。会場ではマスクの着用や手指消毒にご協力ください。相談時間短縮のため、事前に自宅等で書類（事業所得、医療費控除等）の作成をお願いします。
- ・例年、第2研修室を待合室としていましたが、3密（密閉、密集、密接）を防止するため、待合室を廃止します。また、当日の受付状況により人数制限をした場合、後日の申告をお願いすることになります。

## ○受付方法の変更

- ①観月台文化センター1階ロビーに受付を設置しますので、最初に検温及びチェックシートを記入してください。
- ②受け付け後、呼び出しベルを渡しますので、館内又は駐車場でお待ちください。
- ③順番が来たら呼び出しベルが鳴りますので、1階受付にお戻りください。
- ④受付でベルを返却後、3階の申告会場へお進みください。

## 申告相談日程

受付月日	町内会名	受付月日	町内会名
9日（日）	小坂・太田川・前田	2日（日）	大町北・本町・宮町（南・北）
10日（月）	泉田上・泉田中・泉田下	3日（月）	宮東・町東・藤田（光陽・宮前）
12日（水）	鳥取・板橋・板橋南	4日（火）	原町・築館・並柳
15日（土）	内谷西・内谷東	5日（水）	中部・北部・川内
16日（日）	貝田・光明寺	8日（土）	森江野第1・2
17日（月）	大木戸・高城・山根	9日（日）	森江野第3・4
18日（火）	鶉町・上野・滝山	10日（月）	徳江北・森江野第7
19日（水）	小林・山崎北・山崎館	11日（火）	森江野第8・9
21日（金）	休日相談受付（全地区）	12日（水）	森江野第10・11・12
22日（土）	山崎（小館・宮館・宮前）・源宗山（西・東・北）	15日（土）	全地区
24日（月）	大坂・山崎耕谷・山崎沢田		
25日（火）	石母田（東・表・北）・石母田（原・西）		
26日（水）	駅前・錦町・大町南		
28日（金）	休日相談受付（全地区）		

※指定日が都合の悪い方は期間中いつでも申告相談できます。